

視覚等に障害のある方へのサービスについて

◆電子化サービスとは？

印刷された図書や雑誌を読むことが困難な利用者（たとえば視覚障害、ディスレクシア、四肢の障害など）のために、図書館の資料を電子化するサービスです。名古屋大学以外の大学や機関にある資料も取り寄せて電子化（PDF・テキスト等）することができます。（参照：中央図書館利用支援指針）

※名古屋大学の学部学生・院生等のみが利用できるサービスです。

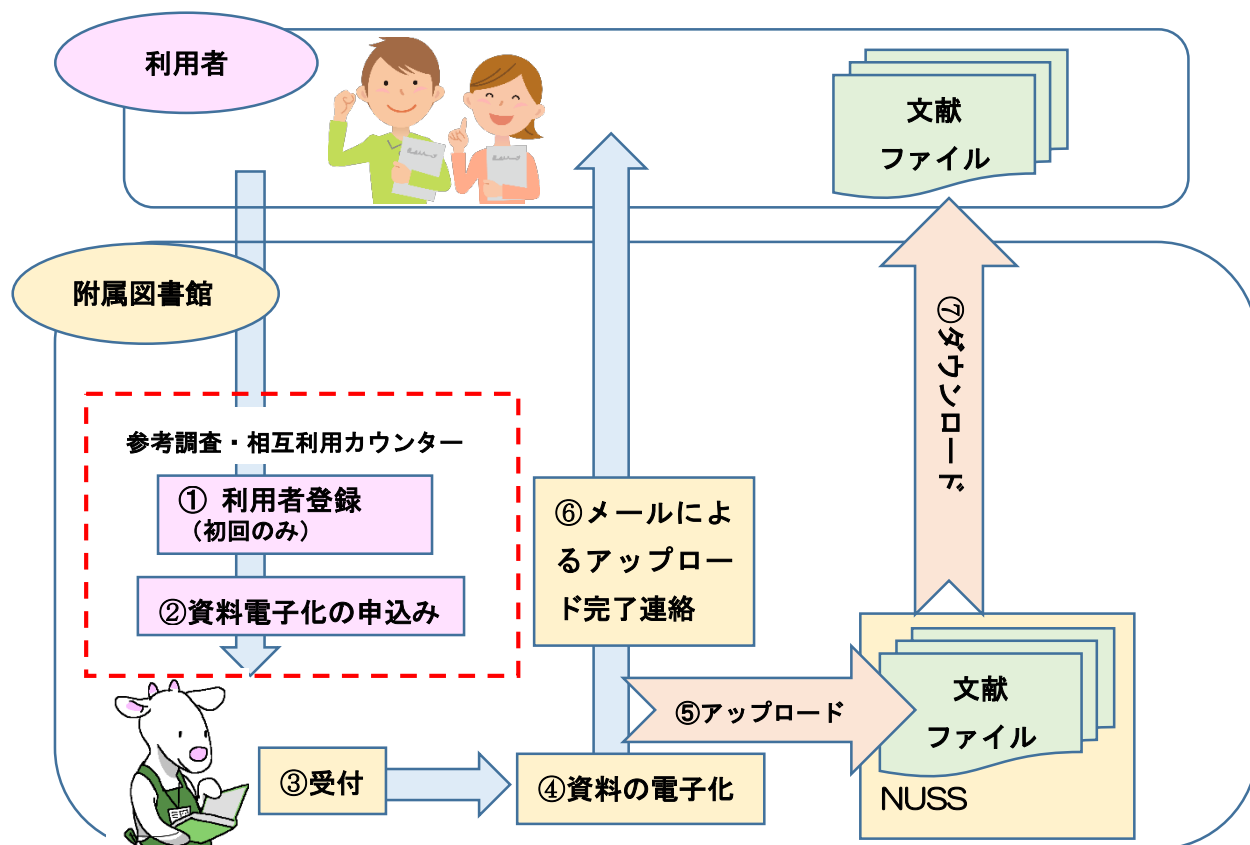
※このサービスにおいて、過去に電子化されている資料は、印刷された図書や雑誌を読むことが困難な利用者であれば、名古屋大学の学生以外の方もご利用していただくことができます。

- 当館での資料電子化は、「[図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン](#)」を指針としています。
- 資料電子化サービスが受けられるのは…「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」です。具体的には「視覚障害、聴覚障害、肢体障害、精神障害、知的障害、内部障害、発達障害、学習障害、いわゆる『寝たきり』の状態、一過性の障害、入院患者、その他図書館が認めた障害の状態にあって、視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者」をいいます。（ガイドラインより）

◆サービスを利用するには？

1. 中央図書館の「3.参考調査・相互利用カウンター」にお申し出ください。このサービスの対象となる方を図書館の職員が聞き取りにより確認し、利用者登録します。
2. 電子化（PDF・テキスト）したい資料を申込みます。電子化の形態・資料数によって、1週間から1カ月程度の期間がかかります。
3. 電子化が終了したら、メールにて連絡が来るので、NUSS(名古屋大学教育研究ファイルサービスシステム) からダウンロードします。

【利用のながれ】



中央図書館における視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者に対する資料等の利用支援指針

館長裁定 平成 29 年 2 月 20 日

最終改正 令和 2 年 2 月 6 日

(趣旨)

第 1 中央図書館（以下「図書館」という。）における視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）に対する資料等の利用支援（以下「支援」という。）について定める。

(定義)

第 2 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 複製 著作権法第 37 条第 3 項の範囲において認められる著作物の複製をいう。
- 二 複製資料 著作権法第 37 条 3 項に基づき、視覚障害その他の理由で通常の活字の印刷物の利用が困難な者のために製作された複製物をいう。

(利用支援)

第 3 この指針による支援は、以下とする。

- 一 複製を行うこと
- 二 複製資料を利用に供すること
- 三 スピーキングルームおよび機器等を優先利用に供すること

(サービス対象)

第 4 この指針により、支援を受けることができるのは、以下の視覚障害者等とする。

- 一 名古屋大学附属図書館中央図書館利用細則（以下「細則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる者
- 二 細則第 4 条第 1 項第 2 号から第 3 号に掲げる者
- 三 前 2 号以外の利用者

(登録手続き)

第 5 支援を受ける者（以下、「利用者」という。）は、図書館において、一般の利用者登録とは別に所定の様式により登録の手続きをしなければならない。

2 登録に際し、図書館は利用者に対する聞き取り調査等により、視覚障害者等に該当する者であることを確認しなければならない。

(資料の複製)

第 6 第 4 条第 1 項第 1 号で規定する者は、名古屋大学附属図書館所蔵資料（以下、「当館資料」という。）及び図書館間相互利用により貸借または複写した資料の複製を、附属図書館長（以下「館長」という。）に依頼することができる。

(複製資料の利用)

第 7 館長は、複製資料を利用者に対して利用に供することができる。

2 館長は、複製資料を公衆送信等によって利用者に対して譲渡することができる。

3 提供を受けた複製資料は、利用者本人のみが利用することができる。

(複製資料リストの公開・相互利用)

第 8 館長は、複製資料のリストを公開し、視覚障害等サービスを実施する図書館に対して相互利用に供することができる。

(スピーキングルーム・機器等の利用)

第 9 利用者は、スピーキングルームの優先利用を申し込むことができる。

2 利用者は、図書館の所蔵する機器等を利用して当館資料およびその他の資料を視覚障害者等が利用するために音声等必要な方式に変換し情報を得ることができる。

(登録の取消し, 複製資料利用の停止)

第 10 館長は, 利用者が次の各号に該当するときは, 登録の取消, 又は複製資料利用の停止をすることができる。

- 一 登録書に虚偽の記録をしたとき
- 二 複製資料を他者に配布, 譲渡したとき。
- 三 著作権を侵害するおそれのあるとき。
- 四 その他, この指針及び館長の指示に従わないとき。

(雑則)

第 11 この指針に定めるもののほか, 支援に関し必要な事項は, 館長が別に定める。

附 則

この指針は, 平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は, 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。